

下 教 政 第 6 1 号
平成30年1月22日

下関市監査委員 様

下関市教育委員会
教育長 波佐間 清

定期監査の結果に関する措置について

平成29年12月19日付け監査報告第21号で報告のありました件について、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、通知いたします。

定期監査の結果（改善等を要する事項）に対する改善措置等の状況

【改善等を要する事項】

- （１）随意契約により契約締結した三豊スクールバス運行業務に係る契約事務において、仕様書の運行形態表に記載された内容から推計される年間の運行予定便数と予定価格の積算根基として用いられた年間予定便数が異なるものとなっていた。仕様書どおりの便数で予定価格を積算した場合、契約の相手方が提示した見積額は当該予定価格を上回ることとなっていた。また、仕様書において、車両の修繕に係る内容が定められていないにもかかわらず、予定価格の積算根基には修繕料が計上されていたため、予定価格を決定する上で、適切な契約事務が行われているとは言い難い状況にあった。仕様書は、業務を具体的に執行するための細目等を定めるものであるとともに、予定価格及び見積金額の算定基礎となる重要なものである。契約事務に疑義が生じるおそれがあるため、仕様書の内容と予定価格との間に齟齬がないよう留意され、適切な契約事務を行われたい。

【改善措置等の状況】

- （１）三豊スクールバス運行業務に係る契約事務において、平成30年度契約からは、仕様の内容と予定価格に整合性が保てるよう内容を精査確認し、両者に齟齬が生じないよう改めます。